

■会場地図



■用語解説

○矢作川沿岸水質保全対策協議会（通称：矢水協）

- ・ 矢作川の水質汚染が著しかった昭和44年に、農業団体・漁業団体・自治体が集まって発足し、排水基準を設けることを国や県に陳情したのをはじめ、監視活動や水質調査などを行っている
- ・ これらの水質保全の活動は「矢作川方式」と呼ばれ、民間主導の流域管理方法の一つとして、全国的に高い評価を受けている

○矢作川方式

- ・ 流域内の開発行為に対し、事前に「矢作川沿岸水質保全対策協議会」の同意を得ることを条件とした方式

矢作川水系濁水対策連絡調整会議の設置について

1. 設置主旨

東海豪雨後の災害復旧等の工事における濁水の発生・長期化等による河川環境への影響を最小限に抑えるため、関係行政機関等が濁水対策の徹底と改善及び水質監視体制の充実を図るものである。

2. 本会議の役割及び連絡・調整事項

以下の事項について、東海豪雨後の災害復旧等の工事における濁水対策及び水質監視体制の情報を共有（連絡）するとともに、それらの徹底、改善、充実等の調整を行う。

なお、矢作川水系の濁水対策を要する治山工事、市町村工事等も対象とする。

- ①現時点までの濁水対策及び水質監視に係る実施状況及びその反省点・改善点等
- ②予定工事の概要（位置、期間、内容等）
- ③上記②に係る濁水対策及び水質監視体制

3. 構成員

本会議の構成員は、以下の17団体とする。（別表のとおり）

- ①国 ： 豊橋河川事務所、矢作ダム管理所
- ②県 ： 長野県（飯田建設事務所）
岐阜県（恵那土木事務所）
愛知県（豊田加茂建設事務所・西三河建設事務所）
- ③中電 ： 矢作川電力所、岡崎支店
- ④漁協 ： 矢作川水系における漁業協同組合8団体
- ⑤矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）

4. その他

- ①本会議の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所とする。
- ②本会議は、報道関係に公開で行うが、一般傍聴はおこなわない。

第 1 2 回矢作川水系濁水対策連絡調整会議構成機関名

構 成 機 関 名
国土交通省 豊橋河川事務所
国土交通省 矢作ダム管理所
長野県 飯田建設事務所
岐阜県 恵那土木事務所
愛知県 豊田加茂建設事務所
愛知県 西三河建設事務所
中部電力（株）矢作川電力所
中部電力（株）岡崎支店
根羽川漁業協同組合
平谷村漁業協同組合
岐阜県 矢作川漁業協同組合
矢作川漁業協同組合
巴川漁業協同組合
男川漁業協同組合
岡崎市漁業協同組合
名倉川漁業協同組合
矢作川沿岸水質保全対策協議会

*オブザーバー参加 ： 豊田市役所